



岐阜県政記者クラブ加盟社各位



令和8年8月25日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
河川課	管理調整監	高木	内線 4631 直通 058-272-8585 FAX 058-278-3568

流域治水の強力な推進に向けてキックオフ！ 境川流域水害対策協議会を設置します

浸水被害が多発する境川流域では、激甚化・頻発化する水害から県民の生命・財産を守るため、令和8年6月1日に特定都市河川に指定し、流域治水の取組を推進しているところです。

このたび、境川流域における県、市町などの各関係者による多層的な水害対策を検討し、強力に推進するため、「境川流域水害対策協議会」※を設置することとし、下記のとおり第1回となる協議会を開催します。

※特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に基づく法定協議会

記

1 日時 令和8年9月1日（火） 16:10～17:00

2 場所 県庁6階特別会議室（岐阜市薮田南2-1-1）

3 出席者（予定）

岐阜市長、羽島市長、各務原市長、岐南町長、笠松町長

国土交通省中部地方整備局河川部長、国土交通省木曽川上流河川事務所長

県側出席：知事、県土整備部長 等

※知事はWEBとなります

4 内容（予定）

（1）あいさつ（知事）

（2）議事 規約案

流域水害対策計画の策定

今後の進め方

（3）意見交換

（参考）流域治水とは

- ・気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が実施するハード対策をより一層加速するとともに、企業や住民など流域のあらゆる関係者が雨水貯留機能の拡大や住まい方の工夫を行うなど協働して水害対策を行う考え方です。